

検査法とJAS法切り離せ

ブレンド米はブラックボックス 不正の温床

米の表示制度は消費者が正しく判断・選択できるものになっていない。生産者や消費者の役に立つ情報表示に改正すべきだ。米の検査規格の見直しを求める会は4月8日、衆議院議員会館でJAS法の改正を求め、集会を開いたが農水省からは納得のいく回答は得られなかった。

米表示めぐり院内集会

集會に先立ち参加団体の一つ、反農薬毒害グループの辻万千子氏は「初めは事故米の問題を追及しているうちに米の検査規格そのものがおかしいことに気付いた」と取り組みの経緯を説明した。

書けばよいのだが、しかし割合が正しいかどうかは確認できない。ブレンド米はブラックボックス、不正の温床だ。「未検査米に3点表示をさせないのはおかしい。また、クズ米を混ぜるとますぐくないので主食に混ぜるべきではない。子どもたちにおいしいお米を食べさせないと、米はまずいものと思ってしまう。クズ米はエサ米として使うべきだ」と農産物検査法を受けなければ「産地」「産

年」「品種」を表示できないというJAS法「玄米及び精米品質表示基準」の改正を求めた。

秋田県大潟村の生産者・今野茂樹氏(生き物共生農業を進める会)はふるい下米について「ほとんど(1・7ミリ)を使っていることがおかしい。1ミリ違うと数万トン違う」「農家はふるい下米

の中からどのくらい主食用に回っているかを知っている」と、実態に合っていないふるい網目を基準

米表示をめぐり市民団体などが開いた院内集会



にした政府の水稲統計値を修正すべきと述べた。これに対し農林水産省側は「実態を勘案しながらふるい目を決めている。水稲の作付面積と在庫量を開き取り調査をしている」と反論、さらに「ふるい目を決めるのは農家。ふるい下米はくず米ではないので有効に利用されている」と答えた。これに対し今野氏は「政府の役割は正しい需給計画を立てること(はず)と述べ、安田氏は「ふるい下米の定義がない。消費者が嫌なのはきちんと表示がされていないことだ」と反論した。

食品表示を担当する消費者庁食品表示課はJAS法に基づく表示の見直しを行う予定であるが米表示に関して「米トレイサヒリタイ」法の施行を見ながら検討したいとの考えを示した。

「米だけが未検査の場合3点表示ができないのはおかしいのでは

ないか。2・0ミリでふるった後ふるい下米を1・7ミリでふるって検査を受ければ規格外にはなるが表示はできる。これはおかしくないのか」「検査米と未検査米を差別するのが分からない。精米に等級はない。JAS法と等級は矛盾する」などの意見が出された。

今野氏はさらに「農産物検査法第15条には玄米を精米すると『検査を受けなかったことになる』と書かれている。本来的にはJAS法と切り離されたものではないか」と指摘。これに対し農水側は「農産物検査はあくまで任意であり、検査は消費者のためではなく取引業者のためのもの」と回答。消費者側からは一斉に「検査が流通業者のためということが問題」「任意と言いつつ3点表示を禁じているのはおかしい。誰のための表示か」と反発の声が上がった。